

創業融資利子補給金

本市の特定創業支援等事業の支援を受けて、支援に係る証明書を発行し、市内で新たに創業する事業者のうち、株式会社日本政策金融公庫阿倍野支店から新創業融資制度の融資を借り入れした方の1年間にかかった利息の一部を補給します。

補給額

借入した月から12か月間に支払った利息の2分の1
上限：5万円

必要書類

- ①創業融資借入金返済証明願
(様式第2号)
- ②特定創業支援等証明書写し
(本市発行書類)
- ③お支払額証明書の写し
(借入返済予定表)
- ④返済を証明できるもの
(通帳等の写し)
- ⑤振込口座番号が確認できるもの
- ⑥【法人のみ】法人印

申請流れ

- ①セミナー受講、証明書発行
↓
- ②日本公庫阿倍野支店にて借入
↓ (一年経過後)
- ③市役所へ問い合わせ
↓
- ④日本公庫阿倍野支店へ
様式第2号 証明願の発行依頼
↓
- ⑤必要書類を持参、市役所で申請

対象者

- ①本社機能を有する事業所等を市内に設置すること。
- ②本市の特定創業支援等事業の支援を受けて、本市より特定創業支援に係る証明書の発行を受けていること。
- ③許認可等を受けていること。(該当業種のみ) 他

問い合わせ

富田林市 産業まちづくり部 商工観光課

住所：富田林市常盤町1-1

TEL：0721-25-1000 (内線481)

MAIL：syoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

